

応札後に予定価格積算

国交省 近畿整備局で試行

国土交通省は、不正が起きにくい入札・契約制度の構築に向けて、応札後に予定価格を積算する考えを明らかにした。国交省職員が受注企業に予定価格を通知したとする競争入札妨害疑惑が浮上されたことを踏まえたもので、5月に開かれた公正入札調査会議で説明した。事件が発生した近畿地方整備局で試行する見通し。

予定価格の事前漏えいを防ぐのが狙い。通常、予定価格は応札前に積算しているが、それを応札後に時期をずらす。「予算決算及び会計令」(予算令)第74条には、開札の際、予定価格を記載・記録した書面を、内容が認知できない方法で開札場所に置かなければならないと定められている。

このため、応札日から開札日まで一定の期間を設け、開札までに予定価格を積算する。

国交省によると「数量が分かっている入札、応札後に単価を入力するだけなので、5月までは十分」(官房技術調査課)とし、その期間内は、入札参加企業が入れた札を開封しない。

また、災害復旧工事などにおける職事件を踏まえ、災害復旧など事業量が大幅に増加した場合、下位ランク企業などが入札参加を認め、応札企業を増やすことで不正が起きにくい環境の整備も検討する。

公正入札調査会議では、水門設備工事の談合事件を受け、これまでの発注者側の厳正な保持などの改善措置に対する職員の取り組み状況なども説明した。

委員からは、「今回の事件は、これまでの談合事件とは質が違っており、一般競争入札や総合評価方式の採決・採否といった入札・契約制度改革ではなく、職員の不祥事を防ぐ対策が求められる」といった指摘があった。

当初、国交省は、今年中に再発防止策をまとめる予定だったが、今回の事件について国交省自ら調べることも委員から要請があったため、再発防止策の作成時期は未定となった。